

事前協議について

1 多くの太陽光条例でみられる事前協議
(条例の事例)○根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例
(事前協議)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と事前協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による事前協議があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

⇒事前協議の後に、住民説明会（第12条）⇒届出（第13条）が規定されている。

○那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例
(事前協議)

第8条 設置事業者は、第10条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、設置事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

⇒事前協議の後に、住民説明会（第9条）、許可申請（第10条）が規定されている。

事前協議において、市が事業者に対する指導、助言をし（行政指導）、その後届出（根室市）や許可申請（那須塩原市）が続くという建付け。届出制の下でも、行政指導で、事前の改善を促すことが予定されている。

2 届出や許可申請の前に事前協議を置くことについての関係者の負担

届出等の前に事前協議の手続を設けることについて、市役所や事業者の負担はどうか。

3 事前協議において事業者に行う指導・助言の基準

届出制の下においても、（ガイドラインを横滑りして定める）審査基準に適合するよう指導・助言することとするのはどうか。